

横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成 21 年 12 月 17 日 健障福第 2022 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市障害者研修保養センター条例（昭和 59 年 10 月 5 日条例第 40 号）第 7 条に規定する障害者研修保養センター横浜あゆみ荘（以下「センター」という。）の指定管理者の選定を実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して、実施しなければならない。

（指定管理者の選定）

第 2 条 選定は、期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、局長は非公募により選定を行うことができる。

4 局長は、応募者の中からセンターの指定管理者を選定する。

5 局長は、次条に定める指定管理者選定委員会の意見を尊重して、指定管理者の選定を行う。

（指定管理者選定委員会）

第 3 条 センターの指定管理者の選定について局長に対して意見を述べるため、指定管理者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、局長が別に定める。

（指定管理者の選定基準）

第 4 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 局長は、前項の選定基準については、委員会に基準の検討及び決定を委ねることができる。

（申請書等）

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、施行規則及び別途定める指定管理者公募要項に定められた提出書類を、局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の申請書類の一部又は全部を、委員会に必要な応じて提供する。

(選定の公表及び報告)

第6条 局長は、指定管理者の優先交渉権者及び次点交渉権者を選定したときは、速やかに選定結果を応募法人に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定)

第7条 局長は、議会の議決を経て指定管理者に指定された者に対して速やかに指定の通知をするとともに、公告を行う。

2 指定管理者に指定された者と局長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年12月17日から施行する。